

基本事業の概要

I 生活再建支援策

1 生活再建

(1) 住宅再建

① 自力再建への支援

【基本事業 11101 自力再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 被災者生活再建支援金支給事業 【防災企画課】	住宅被災者	<p>生活基盤に著しい被害を受け、生活を再建することが困難な被災者に対して、その生活の開始を支援する。（長期避難世帯の認定終了後申請分）</p> <p>1 補助対象世帯：以下の全ての要件に合致する世帯</p> <p>(1)全壊世帯及び大規模半壊世帯</p> <p>(2)世帯収入の合計額等が以下のいずれかの世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年収500万円以下 ・世帯主の年齢が45歳以上で年収500超～700万円又は要援護世帯 ・世帯主の年齢が60歳以上で年収700超～800万円又は要援護世帯 <p>2 支援対象経費：</p> <p>(1)生活関係経費 物品購入費又は修理費、医療費、移転費、礼金等</p> <p>(2)居住関係経費 住宅の解体・撤去・整地費、民間賃貸住宅の家賃、住宅建設購入に係る借入金利息等</p> <p>3 支給限度額：</p> <p>(1)全壊世帯 最大300万円</p> <p>(2)大規模半壊世帯 最大100万円</p> <p>4 負担割合：国 1/2、県 1/2 （都道府県が拠出した基金を財源とする。）</p> <p>5 申請期間（長期避難世帯認定終了から）：</p> <p>(1)生活関係経費 13ヶ月</p> <p>(2)居住関係経費（家賃等） 25ヶ月</p> <p>(3)居住関係経費（家賃等以外） 37ヶ月</p>
02 被災者住宅復興資金利子補給（復興基金事業）	住宅被災者等	<p>1 後払い方式 被災住宅の復興のために必要な資金を借り入れる者に対し、利子補給を行うことにより、被災者の住宅再建の促進を図る。</p> <p>(1)利子補給対象者：以下のいずれかに該当する者</p> <p>①新潟県中越大震災により自ら居住していた住宅(宅地を含む)に被害を受けた者（以下「被災者」という。）で、県内に自ら居住するための住宅を建設、購入又は補修する者</p> <p>②被災者の親族であって、県内において、当該被災者が居住するための住宅を建設、購入又は補修する者</p>

事	業 名	事業主体	事 業 概 要
			<p>(2) 利子補給対象資金： 金融機関等と金銭消費貸借契約を締結した後、最終資金交付日以降の第1回目の償還日が平成22年1月31日以前にある住宅ローン</p> <p>(3) 利子補給対象融資額： ・建設・購入の場合 1,100万円 ・補修の場合（宅地のみ補修を含む） 590万円</p> <p>(4) 利子補給期間：5年</p> <p>(5) 利子補給率： ・年収800万円以下 1.9% （給与所得者以外の者は所得金額600万円以下） ・年収800万円超 1.0% （給与所得者以外の者は所得金額600万円超）</p> <p>(6) 事業期間：平成17年度～平成26年度</p> <p>2 低利融資方式 被災住宅の復興のために必要な資金を貸し付ける金融機関に利子補給を行うことにより、被災者の住宅再建の促進を図る。</p> <p>(1) 融資対象者：以下のすべてに該当する者 ①新潟県中越大震災により居住していた住宅に被害を受け、県内に再建、購入又は補修する者 ②り災証明書の交付を受けた者 ③金融機関等と金銭消費貸借契約を締結し、平成22年1月31日までに償還が開始される者</p> <p>(2) 融資限度額：1 (3) と同じ</p> <p>(3) 融資金利： ・年収800万円以下 当初5年間「基準金利※」－1.9% （給与所得者以外の者は所得金額600万円以下） ・年収800万円超 当初5年間「基準金利※」－1.0% （給与所得者以外の者は所得金額600万円超） ※各金融機関が定める当初5年間に適用される金利</p> <p>(4) 事業期間：平成17年度～平成26年度</p>
03	<p>災害復興住宅融資 （独立行政法人住宅金融支援機構）</p> <p>【建築住宅課】</p>	住宅被災者等	<p>独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者等に、被災住宅の再建に必要な資金を低利で貸し付ける。</p> <p>1 貸付対象：次のいずれにも該当する者 (1)被災住宅に自ら居住、又は被災者に賃貸するために、住宅を建設又は購入若しくは補修する者 (2)建設又は購入については、住宅に半壊以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者、補修については、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者</p> <p>2 貸付金額・貸付期間： (1)建設資金 ・木造（一般） 1,400万円・25年以内 ・耐火、準耐火 1,460万円・35年以内 (2)補修資金 ・木造（一般） 640万円・20年以内 ・耐火、準耐火 590万円・20年以内</p>
04	被災宅地復旧工事 （復興基金事業）	宅地被災者	中越大震災により被害を受けた宅地の復旧工事等にかかる経費の一部を補助することにより、被災者の負担を軽減し、早期の復興を促進する。

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>1 補助対象者： 被災宅地の復旧工事を行う被災宅地の所有者等で、 (1)住宅金融支援機構等の融資を受けることが困難な者 (2)宅地に甚大な被害を受け、長期にわたり避難生活が継続した者</p> <p>2 補助対象経費：以下の工事に要する経費 (1)のり面の保護 (2)排水施設の設置 (3)整地 (4)擁壁の設置 (5)地盤調査 (6)その他被災宅地の復旧に必要な工事で市町村長が認めたもの</p> <p>3 補助率： ・復旧工事費400万円まで 1/2 ・復旧工事費400万円超 2/3</p> <p>4 事業期間：平成17年度～平成21年度</p>
05	高齢者・障害者向け住宅整備支援 (復興基金事業)	被災高齢者・障害者	<p>被災した高齢者・障害者が居住し、かつ、対象者又はその親族が所有する住宅の再建に際し、その身体状況等に適した住宅とする場合、その費用の一部を補助することにより、住み慣れた地域でのくらしを確保する。</p> <p>1 補助対象者： 震災により所有する住宅が一部損壊以上の被害を受けた次の要件のいずれかに該当する者又はその家族 (1)高齢者で介護保険法第19条の規定による要介護、要支援認定者 (2)身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者 (3)障害の程度欄が「A」の療育手帳の交付を受けている者</p> <p>2 補助対象経費： 住宅再建に伴う住宅のバリアフリー化に係る費用 (1)居室及び廊下等の段差解消、手摺り取り付け等 (2)トイレ、浴室、玄関の段差等の解消、手摺り取り付け等 (3)段差解消機、階段昇降機の設置 (4)ホームエレベーターの設置</p> <p>3 補助限度額： ・高齢者 30万円 ・障害者 50万円</p> <p>4 補助率： ・生活保護世帯 10/10 ・所得税非課税世帯 3/4 ・その他の世帯 1/2</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成21年度</p>
06	母子寡婦福祉資金貸付金利子補給 (復興基金事業)	母子寡婦福祉資金借受者	<p>中越大震災により被災した母子家庭の母又は寡婦が、住宅の修繕や仮設住宅等から恒久住宅へ円滑に移転するため、県の母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金又は転宅資金に限る。）を借り受けた場合に、借受者の負担軽減を図るため利子補給を行う。</p> <p>1 利子補給対象者：以下の要件をすべて満たす者 (1)中越大震災によって被災した者 (2)母子家庭の母、寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子 (3)住宅の修繕や仮設住宅等から恒久住宅へ移転するた</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>め、母子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金又は転宅資金）を借り受けた者</p> <p>2 利子補給対象経費： 住宅資金又は転宅資金の借受者が実際に支払った利子（年利3%、違約金を除く。） ※貸付申請期間 平成19年10月31日まで</p> <p>3 補助率：利子補給相当額の10/10</p> <p>4 利子補給対象期間： (1)住宅資金 据置期間経過後5年間 (2)転宅資金 据置期間経過後3年間</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成26年度</p>
07	生活福祉資金貸付金利子補給（復興基金事業）	生活福祉資金借受者	<p>中越大震災で被災した低所得者等が、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金（震災に係る災害援護資金及び住宅資金に限る）を借り受けた場合に、被災者の負担軽減を図るため利子補給を行う。</p> <p>1 利子補給対象者：以下の要件をすべて満たす者 (1)中越大震災によって被災した者 (2)生活福祉資金（震災に係る災害援護資金及び住宅資金に限る）を借り受けた者</p> <p>2 利子補給対象経費： 生活福祉資金（震災に係る災害援護資金及び住宅資金に限る）の借受者が実際に支払った利子（年3%、延滞利子を除く。） ※貸付受付期間 平成19年10月31日まで</p> <p>3 補助率：利子補給相当額の10/10</p> <p>4 利子補給期間：据置期間経過後5年間</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成26年度</p>
08	住宅債務（二重ローン）償還特別支援（復興基金事業）	住宅被災者	<p>被災住宅に既存債務を有する者が、新たな借り入れにより住宅を再建する場合に、既往債務に係る支払利息を助成し、二重ローンの負担軽減を図る。</p> <p>1 補助対象者： 中越大震災により被災し、県内に自らが居住するための住宅に係る新たな住宅債務を有する者であって、以下のいずれかに該当する者 (1)建築基準法第39条第1項により「災害危険区域」として条例で指定された区域から新たに別の地域に移転する者 (2)住宅を再建するため、金融機関等から新たに600万円以上借り入れする者</p> <p>2 補助対象融資： 平成16年10月23日以前に金銭消費貸借契約を締結した住宅ローン（既往住宅ローン）</p> <p>3 補助額： 1の(1)に該当する場合 既往住宅ローンの残債務の利子相当額（全期間） 1の(2)に該当する場合 既往住宅ローンの残債務の利子相当額（5年間）</p> <p>4 事業期間：平成17年度～平成21年度</p>
09	中山間地型復興住宅支援（復興基金事業）	県内建築業者等	<p>中山間地型復興住宅による住宅再建を促進するため、克雪対応、景観対応に係る経費の一部を補助することにより、中山間地域における自力再建を促進するとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図る。</p> <p>1 補助対象者：</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>中山間地型復興住宅を施工する県内建築業者</p> <p>2 補助対象経費： 被災地域の気候・風土等に適合し、自然豊かな風景になじむ市町村認定仕様で建築された住宅の建築に要する経費</p> <p>3 補助額：180万円/棟</p> <p>4 補助期間：平成18年度～平成21年度</p>
10	水道設置等支援 (復興基金事業)	住宅被災者	<p>中越大震災で居住していた住宅等が被災し、住宅移転を余儀なくされた被災者の水道配水管等の新たな敷設に要する経費を補助することにより、被災者の生活再建を促進する。</p> <p>1 補助対象者： 中越大震災で居住していた住宅等が被災し、県内に住宅を移転して新築することを余儀なくされ、水道配水管等を新たに敷設する者</p> <p>2 補助対象経費： 補助対象事業のうち、35万円を超える経費 ただし、宅地内の水道管工事費及び市町村等が工事費の一部を負担する経費を控除した額</p> <p>3 補助率：10/10</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成21年度</p>
11	災害援護資金貸付金利子補給 (復興基金事業)	市町村	<p>中越大震災で被災した、災害援護資金貸付金の借受者に対し、市町村を通して利子補給を行うことにより、被災者の経済負担を軽減し、早期の生活再建に向けた支援を行う。</p> <p>1 補助対象者： 中越大震災に係る災害援護資金貸付金の借受者に対して利子補給を行う市町村</p> <p>2 補助対象経費： 災害援護資金の借受者が実際に支払った利子相当額（据置期間経過後5年分に限る。）に対して市町村が補助した経費</p> <p>3 補助率：10/10</p> <p>4 事業期間：平成20年度～平成25年度</p>
12	二重被災者住宅債務償還特別支援 (復興基金事業)	住宅被災者	<p>被災者住宅支援対策事業「被災者住宅復興資金利子補給」（以下、「既存制度」という。）により利子補給を受けている被災者のうち、中越沖地震で被災したことにより新たな住宅債務を借り入れる被災者に、既存制度の利子補給等の対象となった期間以降の利子相当額について特別に補助することにより、二重被災者の負担を軽減する。</p> <p>1 補助対象者： 平成19年7月16日現在、中越大震災で被災したことによる住宅債務があり、さらに中越沖地震で被災したことにより新たに住宅債務の借入を行う者（既存制度の交付決定を受けていることが必要）。</p> <p>2 補助対象期間、補助対象経費： 既存制度の利子補給を受けている者で、中越沖地震で被災したことにより新たに借入をした者に対し、次の額を一括交付する。</p> <p>(1) 3重ローンになる場合（中越大震災前の借入＋中越大震災による借入＋中越沖地震による借入） ・中越大震災前の借入については、既存事業の住宅債務（二重ローン）償還特別支援事業で支払済みの部</p>

事業名	事業主体	事業概要	
		<p>分を除く利子相当額の全額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中越大震災による借入については、既存制度の利子補給期間（5年間）以降の利子相当額（10年間分）（利子補給期間を延長したものとして計算する） (2) 二重ローンになる場合（中越大震災による借入＋中越沖地震による借入） ・既存制度の利子補給期間（5年間）以降の利子相当額（10年間分）（利子補給期間を延長したものとして計算する） <p>3 補助限度額： 中越沖地震の被災による住宅の復興のために新たに借り入れた住宅債務の額を上限とする。</p> <p>4 事業期間：平成19年度～平成21年度</p>	
13	二重被災者宅地復旧工事特別支援 (復興基金事業)	宅地被災者	<p>中越大震災により被災し宅地の復旧を行った者が、中越沖地震により被災し、再度宅地の復旧を行う場合に、中越大震災時の宅地復旧に要した経費の自己負担額を特別に補助することにより、二重被災者の負担を軽減し、住環境の確保及び早期生活再建を支援する。</p> <p>1 補助対象者： 平成19年7月16日現在、中越大震災の被災による宅地復旧工事を施工済みで、さらに中越沖地震で被災したことによる宅地復旧工事を行う者</p> <p>2 補助対象事業： 中越大震災の被災による宅地復旧工事 (被災者住宅支援対策事業（被災宅地復旧工事）に上乗せして補助する)</p> <p>3 補助対象経費： 中越大震災の被災による宅地復旧工事に要した補助対象経費のうち自己負担額</p> <p>4 補助率及び補助限度額： 10/10以内 ただし、中越沖地震の被災による宅地復旧工事に要した補助対象経費の自己負担額を上限とする。</p> <p>5 事業期間：平成19年度～平成21年度</p>

② 県産材活用等による自力再建への支援

【基本事業 11201 県産材を活用した住宅再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要	
01	越後杉で家づくり復興支援 (復興基金事業)	大工、工務店等	<p>工務店と施主、ブランド材認証工場等の3者が連携して、越後杉（新潟県で生産されたスギ製材品）を使用して住宅を再建する場合に支援する。</p> <p>1 補助対象者： 市町村が発行する一部損壊以上のり災証明書を有する者に住宅を供給する大工・工務店等</p> <p>2 補助対象事業： 住宅再建に係る越後杉を購入する経費</p> <p>(1) 越後杉のうち品質・性能が明確な「越後杉ブランド」を延べ床面積1㎡当たり0.07㎡以上使用すること。</p> <p>(2) 災害救助法適用地域及び激甚災害法告示地域内で再建するものであること。</p>

事業名	事業主体	事業概要
		3 補助対象経費： 住宅再建に必要な施主における越後杉購入経費 4 補助率：1/2（補助限度額 1,000千円/棟） 5 事業期間：平成17年度～平成21年度
02 県産瓦使用屋根復旧支援（復興基金事業）	屋根瓦工事事業者	中越大震災により被害を受けた住宅の建替えや修繕に伴う瓦屋根葺き工事について、品質の優れた県産瓦を使用した耐震葺き工法を推奨するため工事経費を補助する。 1 補助対象者：屋根瓦工事事業者 2 補助対象事業： 市町村が発行する一部損壊以上のり災証明書を有する住宅の新築や修繕に伴う屋根瓦葺き工事 ※補助金により、施主の費用負担が軽減される。 3 補助対象経費： 県産瓦の購入及び瓦葺工事に要する経費 4 補助率：1/2（補助限度額：850千円） 5 事業期間：平成17年度～平成21年度

【基本事業 11202 県産材を活用した住まい・まちづくりへの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 越後のふるさと木づかい事業（越後の木で街づくり事業）【県独自事業】 【林政課】	市町村	被災した市町村が、県産材を使用して公営住宅を整備する場合に補助する。 1 補助対象：市町村 2 補助対象経費： 構造材及び外壁、内装材に県産材を使用した中越大震災の復興に係る公営住宅の木造・木質化に要する経費 3 補助率：国庫補助対象経費の5%以内 （内装材に県産材を使用する場合は木工事費の1/2以内） 4 事業期間：平成18年度～平成22年度
02 県産瓦使用屋根復旧支援（復興基金事業）	屋根瓦工事事業者	（再掲）13ページ【基本事業 11201-02】参照

【基本事業 11203 地域の特性に合わせた住宅再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 雪国住まいづくり支援（復興基金事業）	住宅被災者	多雪地域における居住環境の確保のため、雪国特有の住様式で住宅を再建する必要がある被災者に対し、その費用の一部を補助することにより、住宅の早期復興を促す。 1 補助対象地域：災害救助法適用市町村 2 補助対象者： 一部損壊以上の住宅を新たに雪国特有の住様式再建する者 3 補助対象経費： 雪国特有の住様式に沿った住宅で再建する費用のうち、次に掲げるいずれかの経費 (1)融雪式

事業名	事業主体	事業概要
		<p>屋根融雪装置施設（構造）のために要する全体工事費及び一般住宅より増加する建築工事費</p> <p>(2) 落雪式 以下に掲げる工事費のうち該当するものの合計 ①一般住宅（カラー鉄板）と落雪式住宅（ステンレス鋼板、フッ素樹脂鋼板等の滑雪性能のある金属板）との屋根工事費の差額 ②屋根強制落雪施設（構造）に要する全体工事費 ③落雪した雪を消雪パイプ又は、融雪池を設置してボイラー等で加熱した温水で溶かす装置に要する全体工事費 ④一般住宅と高床式との基礎工事費の差額</p> <p>(3) 耐雪式 一般住宅と耐雪式の住宅との建築工事費の差額</p> <p>(4) 雪室式 以下に掲げる工事費のうち該当するものの合計 ①一般住宅（カラー鉄板）と落雪式住宅（ステンレス鋼板、フッ素樹脂鋼板等の滑雪性能のある金属板）との屋根工事費の差額 ②落雪した雪を保存するための雪室（貯雪に係る容量が60m³以上あること）、雪の冷熱を利用する低温室、及び雪冷房のための装置に要する全体工事費 ③一般住宅と高床式との基礎工事費の差額</p> <p>4 補助率：10/10（補助限度額 660千円/戸 雪室式は1,452千円/戸） 5 補助期間：平成17年度～平成21年度</p>
02 中山間地型復興住宅支援（復興基金事業）	県内建築業者等	(再掲) 10ページ【基本事業 11101-09】参照

③ 自力再建困難者への支援

【基本事業 11301 高齢者共同住宅の整備・運営への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 高齢者ハウス整備・運営補助（復興基金事業）	社会福祉法人、NPO法人等	<p>震災により自宅が倒壊し再建ができないため、自宅での生活ができなくなった65歳以上の単身高齢者又は高齢者のみ世帯が、引き続き住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、高齢者ハウスの整備・運営に補助する。</p> <p>1 補助対象者： 高齢者ハウスの整備・運営をする社会福祉法人及びNPO法人等</p> <p>2 補助対象経費： 高齢者ハウスの整備費（土地購入費は除く）及び運営費</p> <p>3 補助率：3/4以内</p> <p>4 補助限度額： ・整備費 新築 4,275千円/居室（改修・改築も含む） ・運営費 100万円/年</p> <p>5 補助期間：整備費 平成18年度～平成21年度 運営費 平成18年度～平成26年度 （施設整備年度を含め6年間）</p>

【基本事業 11302 自宅再建困難者の多様な居住形態への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 公営住宅入居支援 (復興基金事業)	市町村	<p>居住していた自宅が被災し、自力再建が困難なため公営住宅に入居する高齢者世帯等に対して家賃の減免を行う市町村に対して、補助金を交付することにより、被災高齢者等の生活再建を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象：市町村 2 要件： 公営住宅に入居する次のいずれかに該当する世帯に対して減免を行うこと。 <p>(1)対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 居住していた住居が半壊以上の被害を受け、自宅の再建を断念した高齢者のみの世帯又は障害者のいる世帯 ② 居住していた民間賃貸住宅が半壊以上の被害を受けた高齢者のみの世帯又は障害者のいる世帯 ③ 居住していた住居又は民間賃貸住宅が一部損壊の被害を受け、自宅の再建を断念した高齢者のみの世帯又は障害者のいる世帯で、市町村長が交付対象者として認める世帯 ④ 中越大震災の被災による公営住宅への入居後、中越沖地震により自己が経営する事業所等が被災した生活困窮世帯で、市町村長が交付対象者として認める世帯 <p>(2)補助対象経費</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収入月額6万円以下の者 減免規定に定める最低家賃との差額 ② 収入月額6万円超の者 月額家賃の1/3相当額(千円未満切り捨て) <ol style="list-style-type: none"> 3 補助期間：入居の日から5年間 (入居済者は事業開始から5年間) 4 事業期間：平成18年度～平成25年度
02 緊急公営住宅入居支援 (復興基金事業)	市町村	<p>応急仮設住宅に入居した被災者のうち、経済的理由等から生活再建が困難な被災者が入居する公営住宅の家賃を補助し、被災者の良好な住環境確保及び早期生活再建を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象：市町村 2 要件： 公営住宅に入居する次に該当する世帯に対して減免を行うこと。 <p>(1)対象者 平成19年5月1日現在、応急仮設住宅に入居していた世帯で、家賃負担が困難(世帯収入月額が0円の世帯)かつ緊急的に良好な住環境を確保するため公営住宅家賃の全額助成が必要と市町村長が特に認める世帯で、平成19年9月末日までに公営住宅に入居した世帯</p> <p>(2)補助対象経費 減免規定に基づく減免率を乗じた家賃の全額</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 補助期間：入居の日から2年間 4 事業期間：平成19年度～平成21年度
03 民間賃貸住宅入居支援 (復興基金事業)	住宅被災者	<p>被災者が賃借する民間賃貸住宅の家賃の一部を補助することにより、被災者の生活再建を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者：

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>中越大震災により被災した次のいずれかの世帯</p> <p>(1)半壊以上の被災世帯 住居が半壊以上の被害を受け、自宅再建を断念し民間賃貸住宅に入居した世帯。ただし、民間賃貸住宅に入居していた場合は、月額収入268千円以下(高齢者、身体・精神・知的障害者、子育て世帯)又は200千円以下(上記()書きに該当しない世帯)の世帯。</p> <p>(2)市町村が認定する一部損壊の被災世帯 住居等が一部損壊の被害を受け、自宅再建を断念し民間賃貸住宅に入居した世帯で市町村長が対象者として認定する世帯。ただし、民間賃貸住宅に入居していた場合は、上記(1)の収入基準を満たす世帯。</p> <p>(3)市町村長が認定する応急仮設住宅等退去世帯 平成18年6月1日以降に応急仮設住宅等から民間賃貸住宅に転居し、高齢者、身体・精神・知的障害者、子育て世帯、月額収入60千円以下の世帯(又はこれらに準ずる世帯)で市町村長が対象者として認定する世帯。</p> <p>2 補助対象住宅： 県内の一般の民間賃貸住宅(公的賃貸住宅を除く)</p> <p>3 補助金額： (1)半壊以上の被災世帯 1/2(補助限度額 30千円/月) (2)市町村長が認定する一部損壊の被災世帯 1/2(補助限度額 30千円/月) (3)市町村長が認定する応急仮設住宅等退去世帯 10/10以内で市町村が認定する率、ただし、25か月目以降は1/2(補助限度額なし)</p> <p>4 補助期間： 入居の日から5年(入居済者は事業開始から5年間)ただし、生活再建支援法による家賃補助を受ける期間は補助対象期間から除くこととし、この期間を含めて5年を限度とする。</p> <p>5 事業期間：平成18年度～平成25年度</p>
04	親族宅等同居支援(復興基金事業)	被災高齢者等	<p>被災した自宅の再建が困難なため、親族宅等に同居することになった被災高齢者等に対し、同居に伴う経費の一部を補助することにより、被災高齢者等の生活再建を支援する。</p> <p>1 補助対象者： 居住していた住居が被災し、自宅の再建を断念して親族宅等に同居する65歳以上の高齢者または障害者</p> <p>2 補助金額：月額2万円/人</p> <p>3 補助期間：同居の日から5年間(既に同居している者は事業開始から5年間)</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成25年度</p>

④ 防災集団移転等への支援

【基本事業 11401 がけ地近接等危険住宅移転への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 がけ地近接等危険住宅移転事業 【建築住宅課】	市町村	<p>がけ地の崩落等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域について「危険住宅」の移転を行う者に対し補助金を交付する市町村に対し、国及県が補助金を交付する。</p> <p>1 事業地区要件： ・建築基準法第39条第1項の規定による条例で指定した災害危険区域 ・建築基準法第40条の規定により条例で建築を制限している区域 ・土砂災害特別警戒区域</p> <p>2 補助対象限度額： ・除却 780千円/戸（一般・特殊土壌地帯等とも） ・一般 4,060千円/戸 （建物 3,100千円/戸、土地 960千円/戸） ・特殊土壌地帯等 7,080千円/戸 （建物 4,440千円/戸、土地 2,060千円/戸、敷地造成 580千円/戸）</p> <p>3. 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</p>

【基本事業 11402 空き家住宅等の活用等への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 小規模住宅地区等改良事業（空き家再生等推進事業） 【建築住宅課】	市町村	<p>不良住宅、空き家住宅、空き建築物の集積が居住環境を阻害し、または地域活性化を阻害している一因となっている地域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、不良住宅等の除却及び空き家住宅等の活用を行う市町村等に対し、国が必要な助成を行う。</p> <p>1 補助対象経費： ・空き家住宅又は不良住宅の除却の費用の補助 ・空き家住宅等の活用に要する費用の補助</p> <p>2 負担割合：国 1/2、市町村 1/2</p>

⑤ 災害廃棄物の処理支援

(2) 生活支援

① 応急仮設住宅の環境改善の支援

② 心身の健康づくりの支援

【基本事業 12201 心身の健康づくりの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域機関の現地支援チームによる市町村支援活動 【健康対策課】 【福祉保健課】	県	管内の被災市町村が被災者に対し、様々な健康福祉サービスを計画的に提供していく体制を整備するため、現地支援チームを設置し支援活動を行う。 ○ 事業内容 県の地域機関（保健所）における「現地支援チーム」設置 市町村が行う健康福祉活動がより効率的に行われるよう、地域機関の職員その他に関係団体職員からなる「現地支援チーム」を設置。
02 健康サポート事業（復興基金事業）	県看護協会	中越大震災による災害救助法適用市町村の住民を対象に、健康状態の把握や保健指導、受診指導等を行い、健康状態の悪化を予防するとともに健康不安の解消を図る。 1 対象者：災害救助法適用市町村の住民 2 サービス内容及び対象経費： 看護職による健康相談・訪問指導 ・健康相談や訪問指導に要する経費 3 補助先（委託先）： 2の事業（社）新潟県看護協会 4 事業期間：平成17年度～平成21年度
03 災害時等におけるこころのケア対策事業 【障害福祉課】	県	中越大震災で多様な心理的外傷を負った被災者のこころの健康の保持増進を図るため、こころのケア対策会議を開催し、専門的なケアの方策について検討する。 ○事業期間：平成16年度～
04 こころのケア事業（復興基金事業）	県精神保健福祉協会	中越大震災による被災とその後の生活ストレスに伴うPTSD（心的外傷後ストレス）やうつ病等の精神疾患の予防と早期発見を図るとともに、被災者の精神的健康の回復や適応障害の発生予防を図る。 1 事業内容： (1)関係職員の教育研修 (2)普及啓発 (3)こころのケアに関する調査研究、情報収集 (4)被災者のうつ、自殺予防対策の実施 (5)高齢者精神疾患に対する体制整備 (6)こころのケアホットラインの設置 (7)こころのケア相談会の開催 (8)巡回訪問指導の実施 (9)語らいの場の運営及び被災者自助グループの育成 (10)ボランティアの育成・活用 2 実施方法等： 新潟県精神保健福祉協会が設置運営する「こころのケアセンター」で上記事業を実施する。 3 事業期間：平成17年度～平成26年度
05 介護予防事業	市町村	介護予防事業は、従来取り組まれてきた老人保健事業における健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の

	事業名	事業主体	事業概要
	【高齢福祉保健課】		<p>予防に資する自発的な活動が広く実施され、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの両面から市町村が実施する事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定高齢者施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定高齢者把握事業 (2) 通所型介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・運動器の機能向上事業 ・口腔機能の向上事業 ・栄養改善事業 (3) 訪問型介護予防事業 (4) 介護予防特定高齢者施策評価事業 2 一般高齢者施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防普及啓発事業 (2) 地域介護予防活動支援事業 (3) 介護予防一般高齢者施策評価事業 3 負担割合 <p>国25% 県12.5% 市町村12.5% 2号保険者30% 1号保険者20%</p>
06	インフルエンザ等感染症対策（感染症危機管理体制整備事業） 【健康対策課】	県	<p>感染症の発生动向を継続的に把握し、感染症流行状況等の情報提供を実施、必要に応じた予防策等の啓発普及を行い、復興に向けた被災者の活動を健康面から支援する。</p> <p>○負担割合：国 1/2、県 1/2</p>
07	生活支援相談員設置（復興基金事業）	市町村社会福祉協議会	<p>被災者の福祉ニーズを把握し、必要な福祉サービスを調整、提供するため、市町村社会福祉協議会が「生活支援相談員」を設置する場合に、設置に要する人件費等の経費を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者：市町村社会福祉協議会 ※生活支援相談員設置数：1名 2 生活支援相談員の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・各種福祉・生活関連サービスの利用援助 ・各種在宅福祉サービス（食事サービス、ふれあいいきいきサロン、子育てサロン等）の開発・実施 ・福祉的見守り・支援ネットワークづくり ・自宅や仮設住宅へ出向いての相談、情報提供 ・各種イベントの企画・実施 ・ボランティアセンターの活動 3 補助対象経費： <ul style="list-style-type: none"> ・人件費（賃金、通勤手当、社会保険料） ・事業費（旅費、消耗品費、通信運搬費、ガソリン代、車両賃借料） 4 補助率：10/10 ただし、補助対象経費について他の団体等から補助を受ける場合は、それらを控除した額 5 事業期間：平成17年度～平成21年度
08	魚沼基幹病院（仮称）運営主体設立検討費 新規 【医務薬事課】		<p>魚沼基幹病院（仮称）の運営主体である財団法人の設立に向けて、財団の役割など基本的な枠組みの検討を行います。</p>

③高齢者・障害者の生活支援

【基本事業 12301 高齢者・障害者の自立生活への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 高齢者・障害者向け住宅整備支援 (復興基金事業)	被災高齢者・障害者	(再掲) 9ページ【基本事業11101-05】参照
02 復興ボランティア活動支援 (復興基金事業)	ボランティアグループで構成する団体	<p>中越大震災被災地において被災者を対象とした活動を行うボランティアグループやNPO等の拠点整備に要する経費を補助することで、必要なボランティア活動の円滑な継続を図る。</p> <p>1 補助対象者：次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 県内に住所を有するボランティアグループ等が20以上で構成する団体</p> <p>(2) 被災市町村の社会福祉協議会に登録し、5名以上で週3日以上活動をを行ったNPO・ボランティアグループ</p> <p>2 補助対象経費：</p> <p>(1) ボランティア活動拠点整備 (20以上グループで組織する団体) 被災地におけるボランティア活動の実施・コーディネートのための活動拠点整備に要する経費</p> <p>(2) 一般ボランティア活動 (5名以上で活動するボランティアグループ等) 市町村、市町村社会福祉協議会や他のボランティア団体等の指揮・調整のもとに行うボランティア活動に要する経費</p> <p>(3) 特別ボランティア活動 (5名以上で活動するボランティアグループ等) 独自に活動計画を企画・策定し、自立的・主体的に行うボランティア活動に要する経費</p> <p>3 補助率：</p> <p>(1) ボランティア活動拠点整備 1/2以内 (補助限度額 150万円/年)</p> <p>(2) 一般ボランティア活動 定額3万円/週 (週3日以上活動)</p> <p>(3) 特別ボランティア活動 10/10 (補助限度額 30万円/年)</p> <p>4 事業期間：平成17年度～平成22年度</p>
03 高齢者ハウス整備・運営補助 (復興基金事業)	社会福祉法人、NPO法人等	(再掲) 14ページ【基本事業11301-01】参照

【基本事業 12302 高齢者・障害者の住まいへの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 公営住宅入居支援 (復興基金事業)	市町村	(再掲) 15ページ【基本事業11302-01】参照
02 緊急公営住宅入居支援 (復興基金事業)	市町村	(再掲) 15ページ【基本事業11302-02】参照

事業名	事業主体	事業概要
03 親族宅等同居支援 (復興基金事業)	被災高齢者	(再掲) 16ページ【基本事業11302-04】参照

【基本事業 12303 高齢者の社会参加の支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 老人クラブ助成事業 【高齢福祉保健課】	老人クラブ、市町村老人クラブ連合会	高齢者の生きがいや健康づくり事業を推進するため、老人クラブや市町村老人クラブ連合会に助成する。 1 補助対象： (1)老人クラブ ・老人クラブ運営費補助金 (2)市町村老人クラブ連合会 ・市町村老人クラブ連合会活動促進費補助金 ・市町村老人クラブ連合会健康づくり事業補助金 2 補助対象経費：運営及び事業実施に必要な諸経費 3 負担割合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

【基本事業 12304 障害者の生活支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 障害者地域生活支援センター事業 【障害福祉課】	県	各圏域の中核事務所に専任の相談員を配置し、専門的な相談支援、地域のネットワーク構築に向けた広域的支援を行うとともに、県全域における相談支援体制に関する協議を行い、障害者の地域での生活を支援する。
02 障害者支援施設整備支援 (復興基金事業) 追加	社会福祉法人等	在宅の障害者等が安心して地域生活が継続するために、平常時には障害者支援ネットワークの拠点として、災害時には福祉避難所として活用できる施設の整備に対し経費を助成する。

④ 子どものこころのケア

【基本事業 12401 乳幼児等のこころのケア】

事業名	事業主体	事業概要
01 児童相談所による相談等 【児童家庭課】	県	被災した乳幼児等の心のケアのために、児童相談所による相談等を行って継続的に支援する。 1 対象：心のケアを必要とする被災した乳幼児等及びその保護者 2 地域：被災市町村 3 内容：児童相談所の児童福祉司、心理判定員、児童精神科医等による相談

【基本事業 12402 スクールカウンセラーの派遣】

事業名	事業主体	事業概要
01 スクールカウンセラー活用事業 【義務教育課】	県	<p>カウンセリングを受けた児童生徒の中には、継続して見守る必要のある児童生徒が出てきており、また、時間の経過とともに新たに心のケアが必要な子どもも出てくることから、カウンセラーを派遣する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 派遣対象校：災害救助法適用市町村の小中学校 2 派遣回数：二月に1回程度 各学校の要請に応じて派遣 3 派遣の種類： <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー活用事業でカウンセラーが配置されている学校については、原則として当該スクールカウンセラーが心のケアを実施 ・スクールカウンセラーが配置されていない学校については、学校の要請に応じて臨床心理士を派遣 4 負担額：国 1/3、県 2/3 なお、予算措置を上回る場合は、復興基金で対応 5 事業期間：平成16年度～
02 被災児童生徒対象カウンセラー派遣（公立学校） （復興基金事業）	県臨床心理士会	<p>公立学校に在籍する児童生徒の中で継続して専門家によるカウンセリングを必要とする児童生徒に、専門家によるカウンセリングを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 派遣対象校： 災害救助法適用市町村に所在する公立学校 2 派遣回数：各学校の申請に応じて派遣 3 事業期間：平成17年度～平成26年度
03 被災児童生徒対象カウンセラー派遣（私立学校） （復興基金事業）	私立学校	<p>中越大震災の被災生徒・園児に対する心のケアを推進するため、私立学校の設置者が実施するカウンセリングに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象： 災害救助法適用市町村に居住し、心のケアが必要な生徒・園児を対象に、臨床心理士等によるカウンセリングを実施する私立学校 2 補助対象経費： カウンセリングの実施に必要な経費（謝金、旅費等） 3 補助率：10/10 4 事業期間：平成17年度～平成26年度

【基本事業 12403 教育復興加配教員の配置】

事業名	事業主体	事業概要
01 教育復興加配教員の配置	県	<p>中越大震災により被災した児童生徒の中には引き続き心のケアを行わなければならない子どもが多くおり、また、時間の経過とともに新たに心のケアが必要な子どもも出てくることから、学級担任が行うきめ細かな心のケアや教育相談を含めた生徒指導等に対して継続的な支援を行うため、教育復興加配教員を配置する。</p> <p>また、被災地にある学校教育の復興を担う教育復興加配教員に、こうした状況に対応できる資質・指導力を身に付けさせる研修を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配置人数：105人（中越沖地震対応を含む） 2 教育復興加配教員研修：

事業名	事業主体	事業概要
【義務教育課】		復興加配教員の役割、服務勤務、学習指導・教科指導、同和教育、教育相談、カウンセリング等について研修を実施 3 国の支援措置：給与費の1/3国負担 4 事業期間：平成16年度～

⑤ コミュニティ再生への支援

【基本事業 12501 地域コミュニティ再建への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域コミュニティ再建 (復興基金事業)	集落、自治会等	被災地域のコミュニティ復興に向け、集落や自治会の機能を再生する仕組み（プラン）を住民が共有・実践する「集落等の復興」や地域での活性化イベントの開催などによる地域づくり活動、コミュニティ復興に向けて必要な設備の修繕・再整備等の「コミュニティ元気づくり」に対して補助金を交付する。 1 補助対象者： 中越大震災に際して災害救助法の適用を受けた市町村に存する単独又は複数の集落や自治会の地域住民が組織する団体 2 補助対象経費： (1)集落等復興関連経費 地域住民の連携や共助による復興に向けたコミュニティ形成のプランづくりや実践活動（特産品開発・販売、都市との体験交流、高齢者の生きがいくくり等）に要する経費 (2)コミュニティ元気づくり関連経費 ①地域資源、景観の再生活動や活性化イベントに要する経費 ②生活安全の確保（防犯灯等）、集落行事等の再生（太鼓、おみこし等）、生活環境の維持（コミュニティ掲示板等）に必要な中越大震災により被災した設備の修繕・再整備等に要する経費 (3)震災経験伝承関連経費 防災訓練、震災講話等の伝承活動に要する経費 3 補助率：10/10 4 事業期間：(1)の経費 平成17年度～平成23年度 (2)の経費 平成17年度～平成21年度 (3)の経費 平成20年度～平成21年度
02 地域復興デザイン策定支援 (復興基金事業)	集落、地域団体等	中越大震災で被災した地域の自立的復興のため、地域特性を活かした復興プラン策定に取り組む集落や地域団体等に対して、コンサルタント等の導入によるプランのイメージングを支援し、住民企業や地域連携への働きを加速させる。 1 補助対象者： 地域コミュニティの復興熟度が高く、かつ市町村と協働で地域復興に取り組み、市町村長が推薦する集落及び団体等 2 補助対象経費： 被災集落等のコミュニティ機能の再生や地域の復興に関する計画策定に要する経費

	事業名	事業主体	事業概要
			3 補助率：10/10（補助限度額 1団体あたり700万円） 4 事業期間：平成19年度～平成23年度
03	地域復興デザイン先導事業支援 （復興基金事業）	集落、地域団体等	中越大震災で被災した地域の自立的復興のため、「復興デザイン」策定に取り組む集落や地域団体等に対して、計画策定後または策定中に先導的に取り組む地域復興事業に要する経費を補助し、住民起業や地域連携への動きを加速させる。 1 補助対象者： 「地域復興デザイン」策定に取り組む集落や地域団体等 2 補助対象経費： 策定中の「地域復興デザイン」に掲載される次の事業で、市町村長が認めるもの ・復興イベント、地域間交流等のソフト事業 ・集落、団体等で設置・管理する施設の整備等のハード事業 3 補助率：10/10（1団体あたり総額1,000万円を上限） 4 事業期間：平成19年度～平成24年度
04	地域コミュニティ施設等再建支援 （復興基金事業）	集落又は自治会等	被災地域・集落のコミュニティ施設等の再建に対して支援することにより、地域・集落の再生を支援する。 1 補助対象者： (1)集会施設等 災害救助法適用市町村内においてコミュニティ施設を所有・管理する集落又は自治会等 (2)鎮守・神社・堂・祠 災害救助法適用市町村内において地域・集落等のコミュニティの場として長年利用されている鎮守・神社・堂・祠の復旧を行う集落又は自治会等 2 補助対象経費： (1)集会施設等 ・施設の建替・修繕に要する経費 ※施設の建替・修繕とも総面積は述べ床面積の1.5倍以内を限度とする。 (2)鎮守・神社・堂・祠 ・施設の建替・修繕に要する経費 ただし、(1)(2)とも市町村等から補助金がある場合は補助対象経費から除く。 3 補助率： (1)集会施設等 3/4 (2)鎮守・神社・堂・祠 3/4以内（補助限度額 2,000万円） 4 事業期間：平成18年度～平成21年度
05	地域共用施設等復旧支援 （復興基金事業）	集落又は自治会等	被災集落等が設置・管理している私有道路、克雪施設又はその他共用施設の復旧に要する工事費の一部を補助することにより、生活道路の安全確保を図る。 1 補助対象者： (1)私有道路 被災した私有道路を管理する集落又は自治会等 (2)共有消雪施設、その他共用施設 被災した施設を所有・管理する災害救助法適用市町村内の集落又は自治会等 2 補助対象経費：

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>被災した私有道路、共有施設等の復旧に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有道路(50万円未満) ・共有消雪施設(30万円未満) ・その他の共用施設(復旧事業費20万円未満) <p>市町村等から補助金がある場合は補助対象経費から除く。</p> <p>3 補助率：3/4以内(補助限度額 3,000万円)</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成21年度</p>
06	<p>集落共用施設等維持管理支援 (復興基金事業)</p>	<p>集落</p>	<p>中越大震災により集落戸数が大幅に減少し、集落の環境整備等共同作業の実施やコミュニティ施設の維持管理等に支障を生じている集落に対し、共用施設等の維持管理等に要する経費の一部を補助することにより、集落コミュニティの維持再生を図る。</p> <p>1 補助対象者： 災害救助法適用市町村内の集落のうち、震災により集落戸数が2割以上減少し、集落のコミュニティ機能の維持が困難と市町村長が認定し、かつ「コミュニティ形成プラン」を作成した集落(策定予定の集落を含む)</p> <p>2 補助対象経費： ・集落が所有・管理する集会所等のコミュニティ施設維持管理費や集落の生活環境整備に要する経費 ・市町村長が特に必要と認める経費</p> <p>3 補助額：3万円/戸・年(5年間分を一括補助)</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成21年度</p>
07	<p>地域生活利便性確保(小売・サービス業再開支援) (復興基金事業)</p>	<p>小売・サービス業者</p>	<p>長期避難勧告発令等により営業再開が困難な小売・サービス業者を支援することにより、地域住民の生活利便性を確保し、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>1 補助対象： 長期間に及ぶ避難勧告の発令やライフライン等復旧の遅れにより1年以上店舗再開が困難な地域に店舗を有する小売・サービス業者のうち、地域住民の生活利便性確保のために営業を再開する者</p> <p>2 補助対象経費：営業の再開に必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用建物の修繕・新築等に要する経費 ・店舗設備・備品の購入・修繕等に要する経費 ・その他店舗再開に必要な経費 <p>3 補助率：10/10(1事業者あたり上限1,000万円)</p> <p>4 事業期間：平成18年度～平成21年度</p>
08	<p>地域復興支援員設置支援 (復興基金事業)</p>	<p>公共的団体等</p>	<p>被災した地域におけるコミュニティの維持・再生や地域復興を目的として、公共的団体等が地域復興活動を専任とする「地域復興支援員」を設置する事業を支援する。</p> <p>1 補助対象者： 災害救助法適用市町村に存し、次の全ての要件を満たす団体</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 継続的に地域の復興活動を支援することができる十分な組織体制を有する公共的団体等で、市町村長が認める団体 (2) 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にした事業実施体制を整えた団体 <p>2 補助対象事業：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域復興支援員の設置 (2) 地域復興支援員が行う次の活動 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地における地域復興のネットワークづくり支

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地における各種復興イベント等の企画、実施の支援 ・住民と行政の連絡調整 ・被災者への福祉的見守り、訪問相談、情報提供 ・その他、被災地の復興を支援する業務 <p>3 補助対象経費： 補助対象事業を行うために必要な次の経費</p> <p>(1)人件費 (2)事務費 (3)活動費</p> <p>4 補助率：10/10</p> <p>5 事業期間：平成19年度～平成24年度</p>
09	地域復興人材育成支援 (復興基金事業)	(社)中越 防災安全 推進機構	<p>被災した地域の復興に携わる人材を確保・育成するとともに、中越大震災の教訓を活かした防災人材の育成を図り、震災からの速やかな復興と災害に強い地域づくりを実現するため、(社)中越防災安全推進機構が行う人材育成事業に補助する。</p> <p>1 補助対象者 (社)中越防災安全推進機構</p> <p>2 補助対象事業 復興・防災人材の確保・育成に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域復興支援員の資質向上 ・復興支援団体の組織力強化 ・自主防災組織のネットワーク形成 ・被災地復興PR活動 ・復興プロセス調査研究 ・その他、関連する活動 <p>3 補助対象経費</p> <p>(1)人件費 (2)事務費 (3)活動費</p> <p>4 補助率：10/10</p> <p>5 実施期間：平成20年度～22年度</p>
10	高齢者見守り強化月間の実施 新規 【高齢福祉保健課】	県、市町村、公共的団体等	<p>高齢者見守り強化月間を実施することにより、地域でのコミュニティ意識の再生を支援し、一人暮らし高齢者等の孤立化を防止する。</p> <p>実施月：2月</p>
11	集落再生通信網整備モデル支援 (復興基金事業) 追加	市町村	<p>携帯電話やブロードバンドなど情報通信ネットワークを活用した地域おこしのモデルとなる取組において、情報発信などに必要な通信インフラ整備（携帯電話基地局の設置など）を支援する。</p> <p>1 補助対象者： 市町村（災害救助法適用市町村のうち、携帯電話又はブロードバンドが利用できない地域において、地域おこしの取組が行われる集落の存する市町村に限る。）</p> <p>2 補助対象事業： 携帯電話又はブロードバンドサービスに係る通信事業者の基地局等施設・整備の整備</p> <p>3 成果目標： 情報通信ネットワークを活用した集落再生モデルの構築 (交流・情報発生のために開設されたサイト等の閲覧</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>・利用者数などの成果目標を実施箇所ごとに設定し、検証する。)</p> <p>4 補助対象経費： 以下に掲げる経費の総額に対し、市町村が通信事業者に補助する経費</p> <p>(1)施設・設備の設置に要する経費 (鉄塔、局舎、外構施設、受電施設、送受信アンテナ等)</p> <p>(2)(1)に掲げるもののほか、附帯施設の設置に要する経費</p> <p>(3)(1)及び(2)の附帯工事費(調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費を含む。)</p> <p>5 補助率： 補助対象経費の10/10</p> <p>6 補助上限額 1箇所当たり1,200万円</p> <p>7 事業期間 平成21年度から平成22年度まで</p>
12	地域特産化・交流支援 (復興基金事業)	単独又は複数の集落や自治会等の地域住民で組織された団体、又は地域振興に寄与することを目的として組織された住民団体、又は農林漁業者等で組織する団体(農業協同組合等の農林漁業団体を除く)で、市町村長が推薦する団体	<p>被災地での地域コミュニティの活性化や所得の増加を図るため、地域住民等が行う地域資源を活かした都市との交流や特産物・加工品づくりなどの支援を行う。</p> <p>1 補助事業(補助対象経費)：</p> <p>(1)計画策定 次の各項目の事業実施のための計画策定(地域住民が策定に参画するものに限る)に要する経費</p> <p>(2)特産化・ブランド化 ・地域の特産物づくりに向け、新規品目の導入や既存品目の生産拡大、加工技術の向上等の取組等に要する経費 ・ブランド化に向け、販売宣伝活動やイベントの開催等に要する経費</p> <p>(3)交流・経験ツアー、地域応援団づくり ・都市住民との交流・体験ツアーや農作業支援、農産物購入などの地域応援団づくりに係る経費</p> <p>(4)外部人材の活用 ・特産物などの流通販売戦略の策定やブランド化、都市住民との交流などに向け、専門家や著名人等の外部人材との契約に要する経費</p> <p>(5)地域特産物加工販売施設や直食・交流滞在施設の整備 ・地域資源を活かした加工品づくりや販売、都市住民との交流などに向け、必要な施設等の整備(既存施設の改修を含む)に要する経費</p> <p>2 補助率、補助限度額：</p> <p>(1)補助率 3/4(ただし、外部人材の活用に係る費用は10/10)</p> <p>(2)補助限度額 上記(1)(2)100万円、(3)200万円、(4)1,000万円、(5)2,000万円(ただし、空き屋等を改修する場合は、3,000万円)</p> <p>3 補助期間：平成19年度～平成22年度</p>

【基本事業 12502 復興支援ネットワークへの支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 復興支援ネットワーク (復興基金事業)	大学・経済団体・民間団体・市町村等で構成する団体	<p>大学と経済団体、NPO等民間団体、市町村などのネットワーク化を整備・運営し、地域の復興について調査、支援、助言並びに検証を行う団体に対して補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象者：次の全ての要件を満たす団体</p> <p>(1) 次のいずれをも構成員とする団体</p> <p>① 複数の大学又はその職員</p> <p>② 次のいずれかの県内の団体又はこれら団体の職員、構成員等によって構成される団体</p> <p>ア) 経済団体</p> <p>イ) 公益法人、NPO法人等の民間団体</p> <p>ウ) 中越大震災に際して災害救助法の適用を受けた市町村</p> <p>(2) 事務局は災害救助法適用市町村内に存すること</p> <p>2 補助対象経費：</p> <p>(1) ネットワーク事務局の整備・運営費</p> <p>(2) 復興支援活動経費</p> <p>3 補助率：</p> <p>(1) 事務局の整備・運営費 1/2以内</p> <p>(2) 復興支援活動経費 10/10以内</p> <p>(3) 重点事業に係る直接経費 10/10以内</p> <p>4 補助限度額等：</p> <p>5,000千円/年</p> <p>1,000千円/事業（重点事業）</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成22年度</p>

【基本事業 12503 被災者の生活交通確保への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 地域生活交通確保 (復興基金事業) 追加	NPO法人、住民団体等	<p>地域の住民団体等によるバスの運行を支援し、住民の生活交通を確保するとともに、外部来訪者の交通手段を確保することで交流人口の拡大を図る。</p> <p>1 補助対象者：</p> <p>震災により1年以上長期間避難勧告又は避難指示が継続していた地域及びライフライン等の復旧の遅れからこれに準ずる地域（長岡市山古志等）において、地域住民の生活交通確保及び外部来訪者の交通手段の確保を目的として、車両の運行に取り組むNPO法人、住民団体等</p> <p>2 補助対象経費：</p> <p>バス運行に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行費 ・ 車両購入費 ・ 旅客待合所整備費 <p>3 補助率：10/10</p> <p>4 事業期間：平成20年度～平成25年度（6年間）</p>
02 被災児童生徒の学区外通学支援 (復興基金事業)	被災児童生徒の保護者が組織する団体等	<p>震災により学区外からの通学を余儀なくされた児童生徒の通学に要する費用を補助することにより、被災した児童生徒の教育環境の維持や新たな居住地での日常生活を支援する。</p> <p>1 補助対象者：</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>震災による居住地の移転等に伴い、学区外からの通学を余儀なくされた児童生徒の保護者が組織する団体等</p> <p>2 補助対象経費： 市町村から確認を受けた以下の通学経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上バス、タクシー等の運行委託料等 ・路線バス、JR等の定期券又は回数券等購入費 ・自家用車による送迎のための燃料費相当額(10円/km) <p>3 補助率：10/10</p> <p>4 事業期間：平成18年度～小学校又は中学校への学区外通学が終了するまで</p>

(3) 生業再建

① 農地・農業用施設の復旧及び支援

【基本事業 13101 農業基盤の復旧への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 新潟県農林水産業総合振興事業（農林水産業共同利用施設復旧支援） 【県独自事業】 【地域農政推進課】	農林漁業者の組織する団体、農業法人等	1 事業内容： (1) 県単事業設置施設復旧支援 県単事業で整備した施設であって、新潟県中越大震災により被災したものの改修及び整備を緊急的に実施し、その機能を維持することにより所期目的遂行の円滑化を図る。 (2) 共同利用施設復旧支援 新潟県中越大震災により被災した共同利用施設の復旧を図ることにより、被災地域の稲作の再生、及び米政策改革に対応できる生産構造改革の構築を緊急的に実施する。 2 補助対象地域： 中越大震災による農地等の被害が農業所得額の10%以上となる市町村 3 補助対象経費： (1)の事業 被災施設の改修・整備にかかる経費 (2)の事業 直接工事費及び工事雑費 4 補助率： ・一般地域 4.5/10以内 ・中山間地域 1/2以内 （農業共済金等の支払いがある場合は、補助対象事業費からこれを控除する。） 5 事業費の範囲：1,000～50,000千円 6 事業期間：平成18年度～
02 農林水産業経営再建整備支援（復興基金事業）	農林水産業者の組織する団体	震災前の営農状態にスムーズに移行できるよう、経営の再建に必要なとなる施設・機械等の改修・修理・整備費等を助成する。 1 補助対象者： ・中越大震災により被災した農林水産業者の組織する団体 ・農地等の被害額が農業所得の10%以上の市町村（13市町村）内で行うものに限る。ただし、内水面漁業関係施設機械にあつては、中越大震災による養殖施設の被害面積が20%を超える市町村（6市町）とする。 2 補助対象経費： (1) 被災施設の復旧 被災施設等の改修・整備に係る費用及び施設の取り壊し、整地、排土等に要する経費（40万円以上/1工事） (2) 被災機械の修繕・整備等 経営の再開に必要な農業用機械、内水面漁業用機械、林業用機械等の修理・購入に要する経費 ・修理：1台当たり50万円以下 （事業主体当たり20万円以上） ・購入：1台当たり50万円以上 3 補助率： 施設の復旧・機械修繕（共済金等控除後） 被災前年の構成員1人当たりの平均農業所得が 300万円以下の場合 1/2以内 300万円を超える場合 1/4以内

事業名	事業主体	事業概要
		※林業者、水産業者も上記金額に準じる 4 補助限度額： 4,000万円（うち機械3,000万円）/1組織 5 事業期間：平成17年度～平成21年度
03 農業用水水源確保支援 （復興基金事業）	土地改良区、集落組織、用水組合等	中越大震災の影響により湧水・地下水が枯渇又は減少した地域の耕作放棄の防止、農家経営及び集落の維持を図るため、新たな代替用水施設の確保を支援する。 1 補助対象者： 震災の影響により湧水・地下水が枯渇又は減少した地域で、代替用水施設を確保しようとする農業者及び農家で構成する団体等 2 補助対象事業：水源確保に必要なすべての工事 3 補助対象経費：上記補助対象事業に要する経費 4 補助率：定額補助（上限額 600万円/箇所） 5 事業期間：平成17年度～平成21年度

【基本事業 13102 自力で復旧可能な農地への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 建設機械の貸し出し 【農地建設課】	県	中越大震災等により被災した地域において、小規模な農地及び農業用施設の復旧、復興を自ら行う営農組織、集落等を支援する市町村・土地改良区への小規模建設機械の無償貸与。 1 事業内容： 小型建設機械（ミニバックホウ）の無償貸与 2 貸与先：市町村及び土地改良区
02 手づくり田直し等支援 （復興基金事業）	農林水産業者、農林水産業者で組織する団体、農林漁業団体	国の災害復旧事業に該当しない小規模農地等の復旧及び被災により失われた水田の地力を回復させるための経費等を助成し、農林水産業の維持を図る。 1 事業内容： (1) 小規模農地等の復旧 (2) 水田の地力回復 ほか 2 補助対象者： (1) の事業 中越大震災による被災農地等を現に利用している又は今後利用しようとする農林水産業者及び農林水産業者で組織する団体並びに農林漁業団体（ただし、農林業者は中越大震災による農地等の被害額が農業所得額の10%以上の市町村（13市町村）、水産業者は、中越大震災による養殖施設の被害面積が20%を超える市町村（6市町）に限る。） (2) の事業 被災農業者 3 補助対象経費： (1) の事業 被災した農地・農道・用排水路・養鯉池等の復旧、整備作業に要する経費 対象事業費 1 か所40万円以下（ただし、養鯉池13万円以下） (2) の事業 被災前の土壌条件に戻すために行う手づくり肥料や堆肥等による土壌改良等に要する経費（1ほ場に

事業名	事業主体	事業概要
		つき1回限り) 4 補助率： (1)の事業 3/4以内 (2)の事業 1/2以内 (11千円/10aを限度) 5 事業期間：平成17年度～平成21年度 (ただし、平成21年度は、復旧が遅れていることにやむを得ない事情がある農地等に限る。)
03 緊急手づくり田直し等総合支援 (復興基金事業)	集落等	2年以上作付け不能の農地及び養鯉池等を緊急・一体的に復旧させるための経費を助成し、農業者・養鯉業者の早急な生業再建を図る。 1 補助対象者： 一定のまとまりのある被災農地等を一体的に復旧させる集落等 (ただし、中越大震災による農地等の被害額が農業所得額の10%以上の市町村 (13市町村)、水産業者は、中越大震災による養殖施設の被害面積が20%を超える市町村 (6市町)に限る。) 2 補助対象経費： (1)農道、用排水路、その他の施設の復旧・整備作業に係る経費 (ただし、「農地・農業用施設災害復旧事業」及び「養殖施設復旧事業」の対象農地・施設を除く。) (2)水利確保のための機械・資材の整備等に係る経費 3 補助率：3/4以内 4 事業期間：平成18年度～平成21年度 (ただし、平成21年度は、復旧が遅れていることにやむを得ない事情がある農地等に限る。)

② 林業施設の復旧

【基本事業 13201 中山間地の安全・安心な生活環境の確保】

事業名	事業主体	事業概要
01 復旧治山事業 【治山課】	県	山腹崩壊地、はげ山、浸食されたり異常な堆積をしている溪流など荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。 1 採択基準： (1)1級河川上流 (2)2級河川上流 (3)その他河川又は地区で次に該当するもの ①市街地又は集落 (人家10戸以上) の保護 ②主要公共施設 (学校、官公署、病院、鉄道、道路、港湾等) の保護 ③農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 2 工事規模： 1 施行箇所 7,000万円以上 3 負担割合：国 1/2、県 1/2
02 地すべり防止事業	県	地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり防止区域内の地すべりを防止する施設等を整備する。 1 採択基準： (1)1級河川上流 (2)2級河川上流 (3)その他河川又は地区で次に該当するもの

事業名	事業主体	事業概要
【治山課】		②主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路、港湾等）の保護 ③農地、ため池、用排水施設、漁場等の保護 2 工事規模： 1 施行箇所の事業費 全体計画 1億円以上 3 負担割合：国 1/2、県 1/2
03 中山間地域再生総合支援（復興基金事業）	集落等	集落環境整備・保全のために必要な荒廃した山腹の緑化保全や危険立木の除却等に対し助成し、集落環境の保全を図る。 1 補助対象者：各集落又は複数の集落で構成する団体 2 補助率：10/10（補助限度額 2,000万円） 3 事業期間：平成19年度～平成23年度

【基本事業 13202 林業基盤の復旧への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 森林整備緊急支援（復興基金事業）	森林所有者等	被災した森林内の作業路の復旧や植林、除間伐等の取組を支援することにより、被災した森林の早期回復を図る。 1 補助対象者： 災害救助法適用市町村内に森林を所有する者等 2 補助対象経費： 植栽や除間伐等の森林整備及び作業路の復旧（事業費5万円未満を除く）に要する経費 3 補助率：1/2以内 4 事業期間：平成19年度～平成21年度

③ 養鯉業の再建支援

【基本事業 13301 錦鯉養殖業の経営再建に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 錦鯉産地緊急支援対策事業（飼育状況等調査事業） 【水産課】	県	中越大震災で被災した錦鯉の避難状況を把握し、水質及び魚病検査と巡回指導により魚病まん延などの2次災害を防止する。 1 対象者：中越大震災の被災地域内の錦鯉生産者 2 事業内容： ・健病状況調査 ・魚病検査 ・検査魚（ウイルスフリー魚）の確保 3 事業期間：平成16年度～
02 錦鯉産地緊急支援対策事業（生産設備等緊急対策事業） 【水産課】	錦鯉生産者等	中越大震災で被災した養殖施設の、復旧までの間の代替としての共同利用施設を整備する。 1 補助対象者： 中越大震災の被災地域内の錦鯉生産者組織（生産者3戸以上） 2 補助対象経費：共同利用施設の整備に要する費用 3 補助率：1/2以内 4 事業期間：平成16年度～

④ 畜産業の再建支援

【基本事業 13401 畜産業の経営再建に向けた支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 経営再建家畜導入支援 (復興基金事業)	家畜生産者等	<p>畜舎の倒壊等生産基盤に甚大な被害を受けた生産者の代替家畜導入経費の一部を助成し、経営再建、生産回復を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者： 畜舎倒壊により飼養家畜に10%以上の被害を受けた生産者（酪農経営の場合は、生産乳量が10%以上減少した生産者） 2 補助対象経費： 経営再建のための新たな代替家畜を導入する経費 3 補助率：1/2以内 (導入家畜の購入補助単価上限) <ul style="list-style-type: none"> ・肉用繁殖牛、肉用飼育牛、乳用牛 50万円/頭 ・繁殖雄豚 10万円/頭 ・繁殖雌豚 4万円/頭 4 事業期間：平成18年度～平成21年度

⑤ 商工業の再建支援

【基本事業 13501 被災した中小企業者等への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 中小企業高度化資金貸付金 【商業振興課】	組合等	<p>県内中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る事業又は第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業等に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県が財源を負担し、事業の用に供する土地、建物、その他の施設を整備するのに必要な資金の一部を長期・低利で貸し付ける。</p>
02 平成16年大規模災害対策資金 特別利子補給 (復興基金事業)	中小企業	<p>中越大震災により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利子補給対象者： 平成16年大規模災害対策資金（地震対応枠）融資（新潟県制度）を受けた中小企業者（2(2)に該当する場合は、市町村長によるその旨の証明を受けた者） 2 利子補給率： (1) (2)以外の者 0.4% (2) 事業用建物が全半壊した中小企業者 0.4%+1.3% (1.3%の補給については、融資額7,000万円までの部分に限る。） ただし、(1)(2)とも市町村等から利子補給を受ける場合は、利子補給額の合計が支払利子額を超える部分については補給しない。 3 利子補給対象期間：融資実行日から5年間 4 事業期間：平成17年度～平成25年度

事	業	名	事業主体	事業概要
03	「平成16年新潟県中越大震災」 災害融資特別利子補給 (復興基金事業)	中小企業	<p>中越大震災により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利子補給対象者： 平成16年新潟県中越地震により、政府系金融機関(国民生活金融公庫・中小企業金融公庫・商工組合中央金庫)からの災害融資に係る金利軽減の特別措置の適用を受けた者 2 利子補給率： 金利軽減の特別措置適用後の利率と同じ ただし、市町村等から利子補給を受ける場合は支払利子額から市町村等からの利子補給額を控除した額を補給する。 3 利子補給対象融資限度額： 金利軽減の特別措置適用融資額と同じ 4 利子補給対象期間：融資実行日から3年間 5 事業期間：平成17年度～平成22年度 	
04	市町村震災関連制度融資特別 利子補給 (復興基金事業)	中小企業	<p>中越大震災により被災した中小企業者の資金調達に係る金利負担を軽減することにより、その経営の安定と早期復興を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利子補給対象者： 県の制度融資「平成16年大規模災害対策資金」に準じた、災害救助法適用市町村の震災関連制度融資を借り入れた中小企業者で直接被害を受けたことについて市町村長からその旨の証明を受けた者 2 利子補給率： (1) (2)以外の者 0.4% ただし、市町村等から利子補給を受けている場合は補給額の合計が支払利子額を超える部分については補給しない。 (2)事業用建物が全半壊した中小企業者(市町村証明必要)融資利率と同率(融資額7,000万円まで) ただし、市町村等から利子補給を受けている場合は支払利子額から市町村等の補給額を控除した額とする。 3 利子補給期間：融資実行日から5年間 4 事業期間：平成17年度～平成25年度 	
05	中小企業経営革新支援事業 (中小企業経営革新指導費) 【産業振興課】	中 小 企 業、組 合 等	<p>中越大震災の被災地を含む県内の中小企業の経営の向上を図るため、新事業活動に取り組む企業の経営革新計画の作成及び事業計画の的確な実施に必要な指導・助言を行う。</p>	
06	中小企業者仮設店舗等設置 (復興基金事業)	中 小 企 業、商 工 会、商 工 会 議 所、 中 小 企 業 団 体	<p>中越大震災により甚大な被害を受けた中小企業者等のうち、店舗・工場等の建替えや修繕のため、仮設店舗等での営業を余儀なくされた者に対し、その経費の一部を補助することにより、被災中小企業者の復興支援と地域住民の利便性の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者： 新潟県中越大震災により自己所有の店舗・工場・事務所等が一部損壊以上の被害を受け、建替えや修繕のため仮設店舗等での営業を余儀なくされた中小企業者等 2 補助対象経費： 営業再開までに要した仮設店舗等の建設費、リース 	

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>料又は賃借料（土地の賃借料及び給排水設備、電気、ガス設備等仮設店舗に付帯する設備は含むが、土地の取得、造成に係る経費及び内装・什器類に係る経費及び賃借に係る礼金及び敷金額は補助対象外）</p> <p>3 補助率：3/4以内（上限 500万円/年） ※仮設店舗等と住宅が一体となっている場合は、仮設店舗等部分にかかる額（全体の経費に仮設建物の延べ床面積に占める仮設店舗等の床面積の割合を乗じて得られた額とする。）</p> <p>4 事業期間：平成17年度～平成21年度</p>
07	被災地商工業者復興相談支援（復興基金事業）	商工会、商工会議所、県商工会連合会	<p>商工会・商工会議所の経営指導員設置に係る経費の一部を補助し、被災地の地域経済の復興を図る。</p> <p>1 補助対象： 商工会、商工会議所、新潟県商工会連合会</p> <p>2 補助対象経費： 商工業者の経営管理・新分野開拓・創業等に関する経営支援事業の実施に係る人件費及び事業費</p> <p>3 補助率： ・人件費 10/10 ・事業費 定額40万円</p> <p>4 事業期間：平成19年度～平成26年度</p>
08	アスベスト飛散防止緊急対策（復興基金事業）	事業所・倉庫等の所有者	<p>中越大震災により被災した事業所・倉庫等で、アスベスト排出・飛散のおそれがある建物の所有者が行うアスベスト排出防止工事に対して支援し、周辺住民の安心・安全な住環境の確保を図る。</p> <p>1 補助対象： 中越大震災により被害を受けた事業所・倉庫等を所有する者で被災箇所からアスベスト排出・飛散のおそれがあるにもかかわらず、経済的な理由により、十分な排出防止策を講じることができない者</p> <p>2 補助対象経費： 事業所・倉庫等において所有者が実施するアスベスト排出防止のための工事費</p> <p>3 補助率： 1/2（上限3,000万円 ※理事長特認あり）</p> <p>4 事業期間：平成19年度～平成21年度</p>
09	二重被災者産業関係債務償還特別支援（平成16年大規模災害対策資金特別利子補給）（復興基金事業）	中小企業	<p>既存の産業対策事業（平成16年大規模災害対策資金特別利子補給）により利子補給を受けている中小企業者のうち、中越沖地震で被災したことにより新たな産業関係資金を借り入れる者に既存の利子補給の対象となった期間以降の利子相当額を特別に補助することにより、二重の負担を軽減し、経営の安定と早期復興を図る。</p> <p>1 補助対象者： 平成19年7月16日現在、既存制度の利子補給を受けており、さらに中越沖地震で被災したことにより新たに借入を行う中小企業者</p> <p>2 補助対象経費： (1) 全半壊以外の場合 既存制度の利子補給期間（5年間）以降の利子相当額のうち、年利0.4%相当額 (2) 全半壊の場合 既存制度の利子補給期間（5年間）以降の利子相当額のうち、年利1.7%相当額（但し、融資7,000万円を</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>超える部分は0.4%)</p> <p>※ 補助金額は中越沖地震のために新たに借り入れた債務の額を上限とする。</p> <p>※ (1)(2)とも、市町村等からの利子補給を受ける予定の場合は、その補給額と当該事業の利子相当額の補助の合計が、支払予定利子額を超える部分については補助しない。</p> <p>3 事業期間：平成19年度～平成21年度</p>
10	<p>二重被災者産業関係債務償還特別支援（「平成16年新潟県中越大震災」災害融資特別利子補給） （復興基金事業）</p>	中小企業	<p>既存の産業対策事業（「平成16年新潟県中越大震災」災害融資特別利子補給）により利子補給を受けている中小企業者のうち、中越沖地震で被災したことにより新たな産業関係資金を借り入れる者に、既存の利子補給の対象となった期間以降の利子相当額を特別に補助することにより、二重被災者の負担を軽減し、経営の安定と早期復興を図る。</p> <p>1 補助対象者： 平成19年7月16日現在、既存制度の利子補給を受けており、さらに中越沖地震で被災したことにより新たに借入を行う中小企業者</p> <p>2 補助対象経費： 既存制度の利子補給期間（3年間）以降の利子相当額のうち、政府系金融機関による金利軽減の特別措置後の利率相当額</p> <p>※ 補助金額は中越沖地震のために新たに借り入れた債務の額を上限とする。</p> <p>3 事業期間：平成19年度～平成21年度</p>
11	<p>二重被災者産業関係債務償還特別支援（市町村震災制度融資特別利子補給） （復興基金事業）</p>	中小企業	<p>既存の産業対策事業（市町村震災関連制度融資特別利子補給）により利子補給を受けている中小企業者のうち、中越沖地震で被災したことにより新たな産業関連資金を借り入れる者に、既存の利子補給の対象となった期間以降の利子相当額を特別に補助することにより、二重被災の負担を軽減し、経営の安定と早期復興を図る。</p> <p>1 補助対象者： 平成19年7月16日現在、既存制度の利子補給を受けており、さらに中越沖地震で被災したことにより新たに借入を行う中小企業者</p> <p>2 補助対象経費： (1)全半壊以外の場合 既存制度の利子補給期間（5年間）以降の利子相当額のうち、年利0.4%相当額 (2)全半壊の場合 既存制度の利子補給期間（5年間）以降の利子相当額（但し、融資7,000万円を超える部分は0.4%）</p> <p>※ 補助金額は中越沖地震のために新たに借り入れた債務の額を上限とする。</p> <p>※ 但し、(1)(2)とも、市町村等からの利子補給を受ける予定の場合は、その補給額と当該事業の利子相当額の補助の合計が、支払予定利子額を超える部分については補助しない。</p> <p>3 事業期間：平成19年度～平成21年度</p>
12	<p>製造業技術継承支援 （復興基金事業） 新規</p>	商工団体、業界団体等	<p>被災地域で製造業を営む中小企業の技術者育成を図るため、業界団体等が行う専門知識・専門技術継承のための事業を支援する。</p>

事	業	名	事業主体	事業概要
02	被災者特別訓練受講手当 (復興基金事業)	公共職業 訓練受講 者		<p>就業が困難な被災者の公共職業訓練受講に対する援護措置として「特別訓練受講手当」を支給し、安定就労を支援する。</p> <p>1 支給対象者： (平成19年1月31日以降に開始される訓練) 法令による給付金等の支給を受けることができない次の者</p> <p>(1)対象とする被災者の範囲 り災証明を受けている世帯に属する者又は震災に伴う求職者等</p> <p>(2)対象とする公共職業訓練 訓練期間2月以上、短期課程の普通職業訓練等</p> <p>2 支給内容：平均月額約 11～13万円</p> <p>(1)基本手当 訓練を受講する期間の日数に応じて支給 ・ 月額3,930円 (新潟市・長岡市) ・ 月額3,530円 (その他の市町村)</p> <p>(2)技能取得手当 ・ 受講手当 受講日数に応じて支給 月額500円 ・ 通所手当 通所に要する経費又は通勤距離に応じて支給</p> <p>3 事業期間：平成18年度～平成21年度</p>
03	被災地域緊急雇用創出 (復興基金事業)	市町村		<p>被災地域の実情に応じて、創意工夫に基づいた事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る。</p> <p>1 補助対象：災害救助法の適用を受けた市町村</p> <p>2 補助対象事業：</p> <p>(1)市町村が新たに企画する雇用・就業機会の創出効果が高い次の事業 ①市町村自ら実施する事業 ②民間企業等の委託により行う事業</p> <p>(2)被災地のシルバー人材センター等に委託し、一時的にシルバー人材センター等に会員登録した仮設住宅に入居していた中高年齢者を中心に実施する事業</p> <p>3 補助対象事業の要件： ・ 人件費割合が概ね8割以上の事業で、かつ、人件費の2/3以上が、り災証明書を有する失業者や、事業再開できない自営業者・農林水産業従事者の人件費であること ・ 新規に雇用する者の雇用期間は、1人につき通算して1年未満とすること (ただし、2(1)の事業は仮設住宅入居者等の就職支援に係るものに従事する者、並びに2(2)の事業は仮設住宅の入居者(退去者含む)及び市町村長が特に認める者は、この限りでない。) ・ 建設・土木事業及び直接的な収益を見込んだ事業でないこと</p> <p>4 補助率：10/10</p> <p>5 事業期間：平成17年度～平成21年度</p>
04	被災地域若年者雇用対策 (復興基金事業)	若年者就 職支援施 設設置団 体		<p>若年求職者の雇用促進や製造業における技術者不足を解消するため、被災地域を中心とした若年者を対象とする就職支援施設の設置、運営を支援することにより、若年者の人材育成や就労促進を図る。</p> <p>1 補助対象：</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<p>若年就職支援施設を設置、運営し、補助対象事業を実施する団体</p> <p>2 補助対象事業： 被災地域の若年者を対象としたカウンセリング、再就職に向けたキャリア形成支援などの事業（補助対象者が新潟県と協力して設置、運営する若年者就職支援施設で実施するものであること）</p> <p>3 補助対象経費： 2の事業に係る人件費、管理費、事業費</p> <p>4 補助率：10/10</p> <p>5 事業期間：平成19年3月～平成23年3月</p>
05	地場産業活性化支援（復興基金事業）	事業協同組合等	<p>中越大震災で被災した地域を支える地場産業の雇用を守り、地域外及び他産業への人材流出防止と新たな業務展開など地場産業の活性化を支援することを目的として、地場産地の事業協同組合等が行う法的整理等に伴う離職者の雇用支援に要する経費を補助する。</p> <p>また、本事業により雇用支援を受ける事業所が新たな販路開拓の取組を行う場合、産業対策事業（中小企業者販路開拓支援）及び同（地域商工業者販路開拓支援）による支援を行い、本事業と併せて効果的に地場産業の活性化を図る。</p> <p>1 補助対象者： 法的整理等の対象となった事業所及び離職者を受け入れる事業所を構成員とする地場産地の事業協同組合等</p> <p>2 補助対象事業： 離職者を受け入れた事業所（申請団体の構成員である者に限る）が支給する当該離職者（法的整理等の一環として発生した離職者に限る）の賃金に対して地場産地の事業協同組合等が行う雇用支援事業</p> <p>3 補助対象経費： 離職後1年以内に離職者を新規の常用雇用者として雇い入れた事業所（申請団体の構成員である者に限る）から、当該離職者に対して毎月支払われる賃金</p> <p>4 補助率等：補助対象経費の1/2 離職者が新規の常用雇用者として事業所に雇い入れられた日から起算して3年を限度とする</p>
06	ライフサポートセンター設置支援（復興基金事業） 追加	県ライフサポートセンター	<p>被災者が生活再建を進める上での様々な相談に対応するため、ライフサポートセンターが実施するワンストップサービスの提供に必要な取組に対して補助する。</p> <p>1 補助対象： 新潟県労働者福祉協議会が主体となって組織する新潟県ライフサポートセンター</p> <p>2 補助対象事業： (1)地域ライフサポートセンター開設事業 生活再建を進める被災者の様々な相談・ニーズに対応する地域ライフサポートセンターを開設する事業 (2)コーディネータ育成事業 地域ライフサポートセンターの運営に際し、中核となるコーディネータを育成する会議・研修等の事業</p> <p>3 補助対象経費： (1)センター開設に必要な庁費</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			(2) コーディネータ育成のための研修会の開催に必要な謝金、旅費、庁費、委託費 4 補助率：1/2 (上限額(1)100万円/地域 (2)100万円/回) 5 事業期間：平成20年度～平成22年度

2 生活基盤の復旧

(1) 公共土木施設等の復旧

① 道路・河川の復旧等

【基本事業 21101 復興支援のための道路の早期供用】

事業名	事業主体	事業概要
01 (主) 柏崎高浜堀之内線 濁沢バイパス (長岡市) 【道路建設課】	県	長岡市及び同市旧山古志村地区の中心部を結ぶ唯一の幹線道路である現道は、中越大震災により数多くの土砂崩落等が発生し、応急復旧は施したものの危険な状態が続いているため、バイパス事業の早期供用に向けて工事を推進し、被災地の復興を支援する。 1 延長：1.7km 2 負担割合：国 6.0/10、県 4.0/10
02 (主) 小千谷川口大和線 川口橋 (川口町) 【道路建設課】	県	中越大震災により被災し、川口町孤立の要因となった旧橋の架け替え等により、右岸側中心市街地と左岸側地区とのアクセスを改善し、被災地の早期復興を支援する。 1 延長：0.8km 2 負担割合：国 5.0/10～6.0/10、県 5.0/10～4.0/10

② 土砂災害の復旧

③ 水道の復旧支援

【基本事業 21301 水道施設の復旧への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 水道設置等支援 (復興基金事業)	住宅被災者	(再掲) 11ページ【基本事業 11101-10】参照

④ 下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽の復旧及び支援

⑤ 地籍調査の促進

【基本事業 21501 地籍データ再生への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 震災復興地籍再調査事業	市町村	中越大震災による地殻変動を受け使用不能となった既存の地籍図の修正を支援する。 1 補助対象者：地殻変動の大きい次の市町村 長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、川口町、刈羽村 2 補助対象経費： 基準点成果の改訂に伴う地籍図の修正に要する経費 3 負担割合：国50%、県25%、市町村25%

事業名		事業主体	事業概要
	【農村環境課】		4 事業期間：平成18年度～
02	地籍調査事業 【農村環境課】	市町村	境界などの土地情報の明確化を図る地籍調査の実施を支援する。 1 補助対象者：地籍調査実施市町村 2 補助対象経費：地籍調査に要する経費 3 負担割合：国 50%、県 25%、市町村 25%

(2) 公共施設等の復旧

① 医療施設・社会福祉施設等の復旧支援

② 教育・文化施設等の復旧支援

【基本事業 22201 文化財等の修理・修復への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 国指定文化財等保護助成事業 (震災対応分) 【文化行政課】	文化財所有者	被災した国指定文化財の復旧を図るため、文化財所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助する。 1 補助対象：被災した国指定文化財 2 補助対象経費：被災文化財の修理・修復に要する経費 3 負担割合：国 70～85%、県 国補助残の1/3(10～5%) 4 事業期間：平成16年度～平成22年度
02 指定文化財等災害復旧支援 (復興基金事業)	文化財所有者	被災した指定文化財の復旧を図るため、文化財所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助する。 1 補助対象者：災害救助法適用市町村内に所在する文化財所有者で、被災文化財の修理・修復を行う個人・法人 2 補助対象経費： (1) 次の文化財の修理・修復に要する経費 ・ 国・県・市町村指定及び国登録文化財 ・ 市町村文化財保護審議会が指定文化財に準ずるものとして評価されたもの (2) (1)の被災文化財を保護し収蔵するための施設・設備の修理 (3) (1)の被災文化財を保護するために一時的に使用する倉庫等施設の借上料、運送経費 ※復旧費用50万円以上を対象とする。 3 補助率：3/4以内 4 事業期間：平成19年度～平成21年度
03 歴史的建造物等再建支援 (復興基金事業)	歴史的建造物所有者	被災した歴史的建造物及び文化的建造物の復旧を図るため、被災建造物所有者が実施する修理・修復に要する経費の一部を補助する。 1 補助対象者：災害救助法適用市町村内に所在する歴史的建造物等の所有者で、歴史的建造物等の修理・修復を行う個人・法人 2 補助対象経費：歴史的建造物等の復旧に係る経費（復旧・保存の必要性について市町村長が認めるもので、復旧費用50万円以上が対象。） 3 補助率：3/4以内 4 事業期間：平成19年度～平成21年度

【基本事業 22202 無形文化財の復興・保存への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 牛の角突き復興支援 (復興基金事業)	「牛の角突きの習俗」の復興	中越大震災で被災し、伝承の危機にさらされている重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」の復興、保存に要する経費を補助する。

事業名	事業主体	事業概要
	興、保存を行う者、団体	<p>1 補助対象者： 重要無形民俗文化財「牛の角突き」の復興、保存を行う者または団体(市町村を除く)</p> <p>2 補助対象事業： (1)仮設闘牛場の設置(撤去を含む) (2)仮設闘牛場での「牛の角突き」開催 (3)避難先からの闘牛運搬 (4)牛舎の設置 (5)仮設牛舎での飼育委託(飼料代等の経常経費除く) (6)闘牛の購入(後継若牛含む) (7)闘牛運搬車両の購入(被災により使えなくなった車両の更新に限る)</p> <p>3 補助対象経費： 補助対象事業の実施に必要な経費 ただし、市町村やその他団体からの補助金を受ける場合は、それらを控除した額とする。</p> <p>4 補助率： 1/2(闘牛購入、運搬車両購入は1/3以内)</p> <p>5 補助限度額 (1)の事業：650万円/箇所 (2)の事業：300万円/年 (入場料等収入がある場合は控除した額が対象経費) (3)の事業：25千円/頭・年 (4)の事業：本牛舎(個別式) 200万円/頭 " (集合式) 65万円/頭 仮設牛舎 75万円/施設 (5)の事業：18万円/頭・年 (6)の事業：35万円/頭 (7)の事業：250万円/台</p> <p>6 事業期間：平成17年度～平成21年度</p>

【基本事業 22203 民俗・歴史資料保存への支援】

事業名	事業主体	事業概要
01 県立歴史博物館の事業活動 【文化振興課】	県	<p>震災により被災した個人の方が保有する歴史、民俗資料が、散逸、廃棄され、県民の貴重な文化が喪失しないよう資料保存の支援を行う。 被災地の精神的な支えとして地域の文化遺産の価値や意義に対する認識を広く県民に普及していけるよう、関係機関(市町村教育委員会、地域の博物館、資料館等)と連携した歴史講座や展覧会の開催を検討する。</p>
02 県立文書館の事業活動 【文化行政課】	県	<p>被災した個人所有の歴史資料の保存方法等についての助言や、資料保存の支援を行う。</p>
03 民俗資料・歴史資料保存支援(復興基金事業)	民俗資料等所有者	<p>貴重な地域の民俗資料や歴史資料等を後世へ伝え継承していくため、震災により散逸が懸念される資料等の保存・整理を支援する。</p> <p>1 補助対象者： 災害救助法適用市町村内に居住する民俗資料や歴史資料等を所有する個人・団体等</p> <p>2 補助対象経費： 民俗資料や歴史資料等の保存・整理に係る次の経費</p>

	事業名	事業主体	事業概要
			<ul style="list-style-type: none"> ・一次保管のための施設借上料、運搬経費 ・被災の状況把握及び物件リスト作成経費 ・燻蒸等の処理経費 3 補助率：10/10 4 事業期間：平成19年度～平成21年度

③ 情報通信施設の復旧支援